

労働者健康安全機構から

実効性のある産業保健活動のために『衛生委員会活性化テキスト』を作成

独立行政法人労働者健康安全機構では、実効性のある産業保健活動のために重要な仕組みである、「衛生委員会」の活性化を図ることを目的として『衛生委員会活性化テキスト』を作成しました。本テキストでは、衛生委員会とはどのようなもので、どのように活用したら事業場にとって有益となるのかということについて、一番基礎となる部分に絞って解説しています。

衛生委員会は、労働安全衛生法により、常時50人以上の労働者を使用するすべての事業場に設置が義務づけられており、労使を含めた関係者を構成員として、毎月1回以上開催することとされています。また、衛生委員会は労働者の健康確保に向けて職場や作業内容等を調査・審議する場でもあります。しかし、議題のマンネリ化など

により、形骸化の傾向にあることが指摘されています。衛生委員会を効果的・効率的に開催し、実効ある衛生管理活動を推進するとともに、労働者が明るく元気に働くことができる職場をつくるために、本テキストをお役立ていただければ幸いです。



※『衛生委員会活性化テキスト』PDF版は以下のURLをご参照ください。

https://www.johas.go.jp/Portals/0/data0/sanpo/manual/eiseiinkai_2020_04.pdf

厚生労働省から

健康診断個人票・定期健康診断結果報告書等の医師等の押印が不要に

厚生労働大臣は、7月31日、労働政策審議会（会長 鎌田耕一 東洋大学名誉教授）に対し、「じん肺法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」について諮問を行った。

この諮問を受け、同審議会安全衛生分科会（分科会長 城内博 日本大学理工学部特任教授）において審議が行われ、同審議会より妥当であるとの答申があった。厚生労働省では、この答申を踏まえて省令の改正作業を進め、改正省令は令和2年8月28日に公布、同日から施行されたところである。なお、所要の経過措置を設ける。今回の改正の趣旨は次のとおりである。

じん肺法や労働安全衛生法等に基づき、各種健康診断やストレスチェックを実施した場合において、事業者が

作成・保存することとなっている健康診断個人票等および労働基準監督署長等に提出することとなっている定期健康診断結果報告書等について、その電子化や電子申請の促進の観点から、健康診断個人票等および定期健康診断結果報告書等の様式中、医師、歯科医師または産業医の押印や電子署名を不要とするものである。

改正の内容については、以下のとおり。

- ・健康診断個人票等について、医師または歯科医師の押印等を不要とする。
- ・定期健康診断結果報告書等について、産業医の押印等を不要とする。

※詳細については以下のURLより

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12755.html

「産業保健21」102号アンケートのお願い

「産業保健21」では、産業保健活動の実務に資する具体的、実践的な情報を提供しています。今後、更なる充実を図るため、アンケートにご協力いただきますようお願いいたします。

次のいずれかの方法でご回答いただきますようお願いいたします。

※このアンケートでご記入いただいた内容は「産業保健21」制作の参考にさせていただきます。

問い合わせ：(独)労働者健康安全機構 勤労者医療・産業保健部産業保健課

QRコード

右のQRコードを読み込み、表示された登録ページからご回答ください。



ホームページ

下記ホームページのアンケートページからご回答ください。
(URL) <https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/johoteikyo/tabid/1841/Default.aspx>